

# 全労金2023春季生活闘争ニュース・第8号

～勝ち取ろう賃金改善！“みんなの春季生活闘争”で生活不安を払拭しよう！～

## 連合は、第4回中央闘争委員会を開催

要求水準は、1998闘争以来25年ぶりに要求が4%を超える！

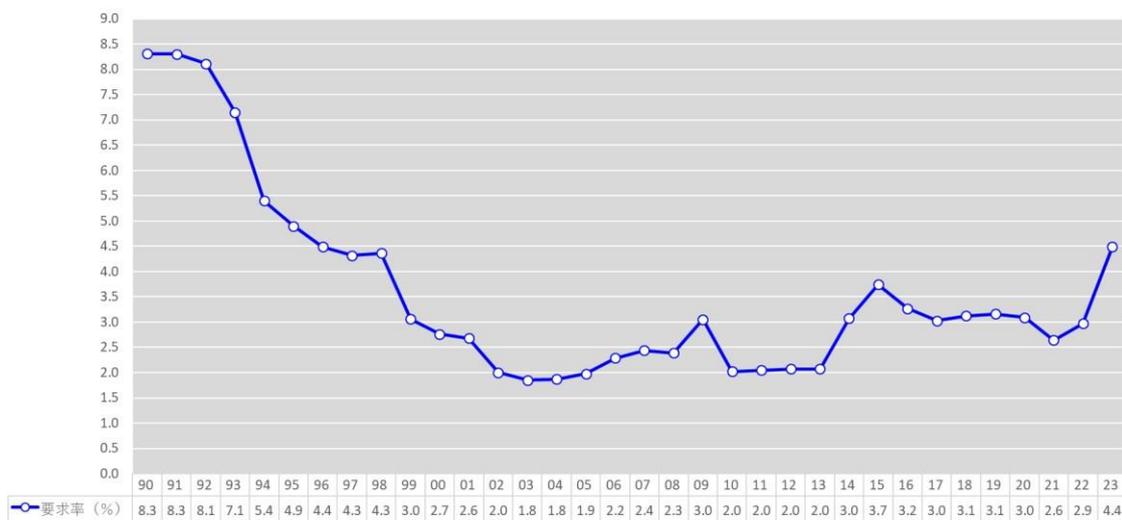
### ◎ 連合は、3月3日、第4回中央闘争委員会を開催し、要求集計を確認！

平均賃金方式で賃金引き上げを要求した 2,614組合の平均は13,338円・4.49%（加重平均）で、昨年を大きく上回りました（4,860円増・1.52%増）。4%を上回ったのは1998闘争（4.36%）以来25年ぶりです。そのうち、賃上げ分（ベースアップ）が明確に分かる 2,069組合の賃上げ分の要求は 8,432円・2.83%となっています。

有期・短時間・契約等労働者の賃上げ要求額は、組合員数加重平均で時給66.14円（25.21円増）、月給11,525円（4,142円増）と、昨年同時期比大幅増となりました。また、引上げ率（参考値）は、それぞれ6.33%・5.26%となり、平均賃上げ方式の引き上げ率を上回りました。

企業内最低賃金協定の要求額（時間額）は、基幹的労働者が 1,088円、基幹的労働者以外は 1,052円となっています。

平均賃金方式での要求状況の推移（1990闘争以降）



（注）1990～1998は最終回答集計（6月末）時点の要求状況、1999以降は2月末時点の要求状況

## ◎ 交渉状況は、「人への投資」が重要であること等、総じて理解を示している！！

連合の中央闘争委員会で示された交渉状況では、「産業状況などによる違いはあるものの、これまでの交渉で経営側は、物価上昇に対する対応が社会的に求められていることや、『人への投資』が重要であることなどについては、総じて理解を示している」

「とりわけ、人手不足が喫緊の課題となっている産業・企業においては、賃上げに積極的な姿勢を示しているところや経営状況が厳しくとも賃上げを検討するところが少なくない」等、前向きな状況が示されています。

その他、「月例賃金の引き上げは単年度限りのものではないことから、慎重に判断したいという姿勢をとっている」「賃上げのためにも適正な価格転嫁を経営側に求めている組合もある」の状況が共有されました。

## ◎ 今後の進め方で、主張するポイントを確認！

- ◎ 賃上げによって、働く仲間の生活の安心・安定を確保すること、頑張りに報い働きがいを持続・向上させること、人材の確保・定着をはかることなどが必要である。
- ◎ 大幅な物価上昇が続く中で、賃金が物価に追いつかない状況が長く続けば内需の6割を占める個人消費が落ち込み、世界経済の減速とあいまって深刻な不況を招く恐れがある。物価を上回る可処分所得増を確保する必要がある。
- ◎ 中小企業労働者および有期・短時間・契約等で働く労働者を含め、これまで以上にすべての働く者の月例賃金の改善と「人への投資」にこだわった交渉を粘り強く進め、最大限の回答を引き出し、賃上げの社会的広がりを拡大していくことが、我々の責務である。

以 上

《全労金のSNSを紹介します!》

☆ 全労金HP (<http://www.zenrokin.or.jp/>)



☆ 全労金Facebook (<https://www.facebook.com/zenrokin>)

